

「東海東京証券の証券総合取引約款・規定集」新旧対照表

(下線部分改訂：2025 年 10 月 1 日より適用)

◆東海東京の証券総合取引約款

新	旧
第4条の2（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第9条の2(ご注文時の確認等) 1. ～2. (現行どおり) 第11条(売買等の取引の報告) 1. 当社は、お客様からご注文いただいた証券総合取引が成立したときは、金商法第37条の4の規定にしたがい、契約締結時等交付書面等を作成し、遅滞なくお客様に交付いたします。 2. 当社は、金商法第37条の4第1項但し書の規定にもとづき、累積投資契約による買付の契約締結時等交付書面等、その他法令等により認められている書面は省略することがあります。 第12条（取引および残高の報告） 1. 当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第98条第1項第3号口の規定にもとづき、四半期に1回以上、当該期間における有価証券の売買等のお取引の内容とお取引いただいた後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に交付いたします。また、お取引がない場合には、1年に1回以上、取引残高報告書をお客様に交付いたします。 2. 信用取引、先物取引およびオプション取引の未決済建玉があるお客様には、毎月、取引残高報告書をお客様に交付いたします。 3. 第11条の契約締結時等交付書面等ならびに本条第1項および第2項の取引残高報告書を受領された場合は、すみやかにその内容をご確認ください。その報告内容にご不審の点があるときには、当社の取扱店の部店長または内部管理責任者に直接ご連絡ください。当社所定の期間内にお客様からご連絡のない場合には、当社は、お客様がその内容について、ご確認のうえご承諾いただいたものとして取り扱うことができますものといたします。 4. 当社は、第11条の契約締結時等交付書面等ならびに本条第1項および第2項の取引残高報告書、ならびに当社がお客様にこの約款または法令等にもとづき交付した書面・通知等について、通常到着すべきときに到着したものととして取り扱うことができるものといたします。 5. 当社が交付した契約締結時等交付書面等または取引残高報告書等が、転居先不明、お届出の住所不一致等の理由により未到着、返戻された場合には、お取引を中止または停止させていただくことがあります。 6. (現行どおり) 第20条（お客様への報告・連絡事項） 1. 当社は、保護預り有価証券について、次の事項をお知らせします。 (1) 名義書換または提供を要する場合にはその期日 (2) 混合保管中の債券について、第17条の規定にもとづき決定された償還額 (3) 最終償還期限 (4) 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告 2. 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社取扱部店の部店長に直接ご連絡ください。 3. 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。	第4条の2（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第9条の2(取引時確認等) 1. ～2. (省 略) 第11条(売買等の取引の報告) 1. 当社は、お客様からご注文いただいた証券総合取引が成立したときは、金商法第37条の4の規定にしたがい、契約締結時交付書面等を作成し、遅滞なくお客様に郵送等の方法により交付いたします。 2. 当社は、金商法第37条の4第1項但し書の規定にもとづき、累積投資契約による買付の契約締結時交付書面等、その他法令等により認められている書面は省略することがあります。 第12条（取引および残高の報告） 1. 当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第98条第1項第3号口の規定にもとづき、四半期に1回以上、当該期間における有価証券の売買等のお取引の内容とお取引いただいた後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に郵送等の方法により交付いたします。また、お取引がない場合には、1年に1回以上、取引残高報告書をお客様に郵送等の方法により交付いたします。 2. 信用取引、先物取引およびオプション取引の未決済建玉があるお客様には、毎月、取引残高報告書をお客様に郵送等の方法により交付いたします。 3. 第11条の契約締結時交付書面等ならびに本条第1項および第2項の取引残高報告書を受領された場合は、すみやかにその内容をご確認ください。その報告内容にご不審の点があるときには、当社の取扱店の部店長または総務課長に直接ご連絡ください。当社所定の期間内にお客様からご連絡のない場合には、当社は、お客様がその内容について、ご確認のうえご承諾いただいたものとして取り扱うことができますものといたします。 4. 当社は、第11条の契約締結時交付書面等ならびに本条第1項および第2項の取引残高報告書、ならびに当社がお客様にこの約款または法令等にもとづき郵送等の方法により交付した書面・通知等について、通常到着すべきときに到着したものととして取り扱うことができるものといたします。 5. 当社が郵送等により交付した契約締結時交付書面等または取引残高報告書等が、転居先不明、お届出の住所不一致等の理由により未到着、返戻された場合には、お取引を中止または停止させていただくことがあります。 6. (省 略) 第20条（お客様への報告・連絡事項） 1. 当社は、保護預り有価証券について、次の事項をお知らせします。 (1) 名義書換等の諸手続きを要する場合にはその期日 (2) 混合保管中の債券について、第17条の規定にもとづき決定された償還額 (3) 最終償還期限 (4) 取引残高報告書による報告 2. 第1項第(4)号のご報告は、法令等の定めるところにより四半期に1回以上（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には毎月）、期間内のお取引内容、お取引後の残高を記載した残高照合のための報告内容を含め取引残高報告書をもって行います。お取引のない場合には、1年に1回以上、取引残高報告書を交付します。その内容にご不審の点があるときには、すみやかに当社扱い店の部店長あてに直接ご連絡下さい。当社所定の期間内にお客様からご連絡のない場合には、当社は、お客様がその内容について、ご確認のうえご承諾いただいたものとして取り扱うことができるものといたします。 (新 設)

新	旧
4. 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	(新 設)

◆株式等振替決済口座管理約款

新	旧
第3条の2（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第27条（お客様への連絡事項） 1～4 （ 現行どおり ） 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 (2) （ 現行どおり ）	第3条の2（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第27条（お客様への連絡事項） 1～4 （ 省 略 ） 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 (2) （ 省 略 ）

◆振替決済口座管理約款

◆一般債振替決済口座管理約款

◆短期社債等振替決済口座管理約款

◆投資信託受益権振替決済口座管理約款

新	旧
第3条の2（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第11条（お客様への連絡事項） 1～4 （ 現行どおり ） 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	第3条の2（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第11条（お客様への連絡事項） 1～4 （ 省 略 ） 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

◆外国証券取引口座約款

新	旧
第7条（配当金の処理） 1～7 （ 現行どおり ） 8 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社および当社はその支払義務を免れるものとします。 第8条（新株予約権等その他の権利の処理） 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 (1)～(4) （ 現行どおり ） (5) 第(1)号a、第(2)号および第(3)号により売却処分した代金については、前条第1項第(2)号aならびに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理するものとし、同条第8項の規定はその支払いについて準用します。 第13条（注文の執行および処理） 申込者の当社に対する売買注文ならびに募集および売出しまたは私	第7条（配当等の処理） 1～7 （ 省 略 ） (新 設) 第8条（新株予約権等その他の権利の処理） 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 (1)～(4) （ 省 略 ） (5) 第(1)号a、第(2)号および第(3)号により売却処分した代金については、前条第1項第(2)号aならびに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理します。 第13条（注文の執行および処理） 申込者の当社に対する売買注文ならびに募集および売出しまたは私

新	旧
売出しに係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。 (1)～(4) (現行どおり) (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく<u>申込者あてに契約締結時等交付書面等</u>を送付します。 第 23 条 (取引残高報告書の交付) 1 (現行どおり) 2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して<u>契約締結時等交付書面</u>を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 3 (現行どおり) 第 24 条 (共通番号の届出) 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号 (番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。 附則 (2025 年 10 月 1 日) 1 第 7 条第 8 項および第 8 条第 5 号の改正は、2030 年 10 月 1 日より施行します。 2 改正後の第 7 条第 8 項 (第 8 条第 5 号において準用する場合を含みます。)の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等 (同号において準用する場合にあっては、同条第 1 号 a、第 2 号および第 3 号により売却処分した代金) についても適用します。	売出しに係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。 (1)～(4) (省 略) (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく<u>契約締結時交付書面等</u>を送付します。 第23条 (取引残高報告書の交付) 1 (省 略) 2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して<u>契約締結時交付書面</u>を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 3 (省 略) 第24条 (共通番号の届出) 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号 (番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。

◆非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

新	旧
第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等) 1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項および第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項 (以下、「<u>廃止通知書等記載事項</u>」といいます。))の記載がある書類で「<u>勘定廃止通知書</u>」および「<u>非課税口座廃止通知書</u>」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「<u>勘定廃止通知書</u>」および「<u>非課税口座廃止通知書</u>」に該当しないものまたは電磁的方法による廃止通知書等記載事項)を提出または提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 20 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号 (お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 33 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。 ただし、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出または提供する場合には、非課税口座を再開設しようとする年 (以下「再開設年」といいます。))または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年 (以下「再設定年」といいます。))の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出または提供していただきます。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合または非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。</u>	第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等) 1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項および第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 19 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号 (お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。 ただし、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開設しようとする年 (以下「再開設年」といいます。))または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年 (以下「再設定年」といいます。))の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出していただきます。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

新	旧
2. 非課税口座を開設したことがある場合には、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合または「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</u> 3. (現行どおり) 4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付または電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。 ① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき ② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき 5. (現行どおり) 6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付または電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。	2. 非課税口座を開設したことがある場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」が添付されている場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。 3. (省 略) 4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法 第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき ② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき 5. (省 略) 6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
第 3 条の 3 (特定累積投資勘定の設定) 1. (現行どおり) 2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日 (非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日) において設けられ、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合または電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日 (特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日) において設けられます。</u>	第 3 条の 3 (特定累積投資勘定の設定) 1. (省 略) 2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日 (非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日) において設けられ、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日 (特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日) において設けられます。
第 4 条 (非課税口座の開設について) 1. (現行どおり) 2. 2028 年 10 月 1 日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合もしくは電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供がされた場合または廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</u>	第 4 条 (非課税口座の開設について) 1. (省 略) 2. 2028 年 1 月 1 日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。
第 6 条の 4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 1. 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等 (当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、 「 (非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から 「 (非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるもの、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および同条第 2 項に掲げるものを除きます。) のみを受け入れます。 ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託 (当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。) により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、当社が行う上場株式等の募集 (金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。) により取得をした上場株式等または租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。) の合計額が 240 万円を超えないもの (当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当	第 6 条の 4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 1. 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等 (当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、 「 (非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から 「 (非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および第2項に掲げるものを除きます。) のみを受け入れます。 ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託 (当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。) により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集 (金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。) により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。) の合計額が240万円を超えないもの (当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)

新	旧
することとなるときにおける当該上場株式等を除く。） イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合 ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合 ② 租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 2. 特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる上場株式等で次の各号に定めるものを受け入れることができません。 ①～③（ 現行どおり ） 第11条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 1. ～3. （ 現行どおり ） 4. 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。	イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合 ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合 ② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 2. 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。 ①～③（ 省 略 ） 第11条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 1. ～3. （ 省 略 ） 4. 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

◆オンライントレード・コールセンター利用約款

新	旧
第2条（本サービスの内容） 1 本サービスの内容は、次のとおりとします。 (1)オンライントレード インターネット技術等を利用したコンピュータおよび携帯電話対応による取引をいいます。 (2)～(4) （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 第3条（本サービスの利用手続） 1 当社は、証券総合取引約款に基づき当社と証券総合取引を行うお客様のうち、原則として次の各号に該当しないお客様に、本サービスに関するご案内の資料とともにログインIDおよび仮パスワードを発行いたします。 (1) 日本国内の居住者でない方 (2) 代理人取引を登録している方 (3) 当社に対し本サービスを利用しないことを明示された方 (4) その他当社が本サービスの提供に不適当だと当社が判断した方 2～3 （ 現行どおり ） 4 以下のお客様は、第2条第1項第1号のサービスを制限させていただきます。 (1) 成年に達していない方 (2) 日本国内の居住者でない方 (3) 法人口座 (4) その他当社がサービスの提供の限定が必要と判断した方 第7条（取引手数料等） 1～2 （ 現行どおり ） 3 当社は、必要な場合には事前にお客様に通知することによって、前2項の取引手数料等および利用料等の変更を行うことができます。 第18条（対象書面） 電子交付サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、租税特別措置法、各金融商品取引所受託契約準則および金融商品取引業協会関係規則等において規定されている電子交付等が認められている書面のうち、当社が指定し、当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等に掲載する次の各号に掲げる書面（以下「対象書面」といいます。）とします。 (1)～(3) （ 現行どおり ） (4) 契約締結前交付書面 (5)～(7) （ 現行どおり ）	第2条（本サービスの内容） 1 本サービスの内容は、次のとおりとします。 (1)オンライントレード インターネット技術等を利用したコンピュータおよび携帯電話対応による取引をいいます。 (2)～(4) （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 第3条（本サービスの利用手続） 1 当社は、証券総合取引約款に基づき当社と証券総合口座取引を行う個人のお客様のうち、原則として次の各号に該当しないお客様に、本サービスに関するご案内の資料とともにログインIDおよび仮パスワードを発行いたします。 (1) 成人に達していない方 (2) 日本国内の居住者でない方 (3) 代理人取引を登録している方 (4) 当社に対し本サービスを利用しないことを明示された方 (5) その他当社が本サービスの提供に不適当だと当社が判断した方 2～3 （ 省 略 ） 4 （ 新 設 ） 第7条（取引手数料等） 1～2 （ 省 略 ） 3 当社は、必要な場合には事前にお客様に通知することによって、前二項の取引手数料等および利用料等の変更を行うことができます。 第18条（対象書面） 電子交付サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、租税特別措置法、各金融商品取引所受託契約準則および金融商品取引業協会関係規則等において規定されている電子交付等が認められている書面のうち、当社が指定し、当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等に掲載する次の各号に掲げる書面（以下「対象書面」といいます。）とします。 (1)～(3) （ 省 略 ） (4) 契約締結前書面 (5)～(7) （ 省 略 ）

新	旧
第21条（申し込み） 1 （ 現行どおり ） 2 当社は前項の当該申し込みの確認をもって、お客様が、次の各号に掲げる事項を十分に理解し、お客様ご自身の判断と責任において電子交付サービスをご利用されることに同意したものとみなします。 (1) （ 現行どおり ） (2) 当社はお客様に代わって対象書面を印刷してお客様への配布は行わないこと (3) 電子交付した対象書面（作成基準日が到来し電子交付することが確定している書面を含みます。）について、原則紙媒体での再交付は行われないこと (4) 紙媒体により交付した書面（電子交付サービス利用開始前に作成基準日が到来し紙媒体で交付することが確定している書面を含みます。）について、一部の書面を除き電子書面での再交付は行われないこと (5)～(6) （ 現行どおり ） 第22条（電子交付サービスにおける取扱い） 1 （ 現行どおり ） 2 お客様は、電子交付サービスの提供開始以前に書面による交付等を受けた対象書面および電子交付サービスの解約後に書面による交付等を受ける対象書面について、一部の書面を除き電子交付を受けることはできないものとします。 3 （ 現行どおり ） 第29条（本サービスの停止） 1 当社は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、お客様に通知することなく本サービスの一部または全部の提供を停止します。 (1) （ 現行どおり ） (2) お客様の証券総合取引のご利用が解除されたとき。 (3)～(5) （ 現行どおり ） 2～3 （ 現行どおり ）	第21条（申し込み） 1 （ 省 略 ） 2 当社は前項の当該申し込みの確認をもって、お客様が、次の各号に掲げる事項を十分に理解し、お客様ご自身の判断と責任において電子交付サービスをご利用されることに同意したものとみなします。 (1) （ 省 略 ） (2) いかなる理由によっても、当社はお客様に代わって対象書面を印刷してお客様への配布は行わないこと (3) 電子交付した対象書面（作成基準日が到来し電子交付することが確定している書面を含みます。）について、紙媒体での再交付は行われないこと (4) 紙媒体により交付した書面（電子交付サービス利用開始前に作成基準日が到来し紙媒体で交付することが確定している書面を含みます。）について、電子書面での再交付は行われないこと (5)～(6) （ 省 略 ） 第22条（電子交付サービスにおける取扱い） 1 （ 省 略 ） 2 お客様は、電子交付サービスの提供開始以前に書面による交付等を受けた対象書面および電子交付サービスの解約後に書面による交付等を受ける対象書面について、電子交付を受けることはできないものとしします。 3 （ 省 略 ） 第29条（本サービスの停止） 1 当社は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、お客様に通知することなく本サービスの一部または全部の提供を停止します。 (1) （ 省 略 ） (2) お客様の証券総合口座取引のご利用が解除されたとき。 (3)～(5) （ 省 略 ） 2～3 （ 省 略 ）

◆公社債売買取引について

新	旧
1.～5. （ 現行どおり ） 6. 契約締結時等交付書面の確認を忘れずに 公社債の売買取引が成立すると、当社から契約締結時等交付書面が交付されます。ここには取引された公社債の銘柄名（回号）、額面金額、手数料額、受渡し代金などが記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、取引の証拠書類となりますので保管しておくことをお勧めします。	1.～5. （ 省 略 ） 6. 契約締結時交付書面の確認を忘れずに 公社債の売買取引が成立すると、当社から契約締結時交付書面が郵送されてきます。ここには取引された公社債の銘柄名（回号）、額面金額、手数料額、受渡し代金などが記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、取引の証拠書類となりますので保管しておくことをお勧めします。

◆外国証券の国内店頭取引について

新	旧
1.～6. （ 現行どおり ） 7. 契約締結時等交付書面の確認を忘れずに 外国証券の売買取引が成立すると、当社から契約締結時等交付書面が交付されます。ここには取引された外国証券の銘柄名や売買代金等が記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、取引の証拠書類となりますので保管しておくことをお勧めします。	1.～6. （ 省 略 ） 7. 契約締結時交付書面の確認を忘れずに 外国証券の売買取引が成立すると、当社から契約締結時交付書面が郵送されてきます。ここには取引された外国証券の銘柄名や売買代金等が記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、取引の証拠書類となりますので保管しておくことをお勧めします。